.5　排出の規制を適用する対象として提案する海域において住民及び環境地域を危険にさらす気象条件（特に風の特性）並びに地形学的、地理学的、海洋学的、形態学的その他の状況であって、大気汚染の濃度を増大させ、又は環境に悪影響を及ぼすものに関連する情報

.6　提案された排出規制海域における船舶の交通の性質（このような交通の特性及びふくそう状況等）

.7　危険にさらされている住民及び環境地域に影響を及ぼす陸地を発生源とする窒素酸化物、硫黄酸化物及び粒子状物質の排出に対処するために提案する締約国がとる規制措置であって、条約附属書Ⅵ第十三規則及び第十四規則に関して採択される措置の検討と並行して実際にとられているものについての説明

.8　陸地における規制と比較した場合の船舶からの排出を削減するための相対的な費用及び国際貿易に従事する海運に及ぼす経済的な影響

3.2　排出規制海域の地理的な限界は、提案された海域を航行する船舶からの排出及び残留、交通の特性及びふくそう状況、風の状態等2.2に規定する関連する基準に基づくものとする。

4　国際海事機関による排出規制海域の評価及び採択のための手続

4.1　国際海事機関は、締約国が同機関に提出した提案を検討する。

4.2　提案を評価するに当たり、国際海事機関は、採択のための提案に含まれることとなる3に定める基準を考慮する。

4.3　排出規制海域は、この附属書の改正によって指定するものとし、条約第十六条の規定によって検討され、採択され、効力を生ずる。

5　排出規制海域の運用

5.1　排出規制海域を航行する船舶を有する締約国は、排出規制海域の運用についての関心事項を国際海事機関に提出するよう奨励される。

付録Ⅳ　船上焼却炉の型式の認定及び運転の制限（第十六規則）

1　条約附属書Ⅵ第十六規則6.1に規定する船上焼却炉については、国際海事機関の型式認定証書が発給される。同証書が発給されるためには、船上焼却炉は、同規則6.1に規定する承認された基準により設計され、及び製造されなければならない。すべての型は、工場又は承認された試験設備において、主管庁の責任の下で、船上焼却炉が2に定める制限の範囲内で運転されるか否かを確認するため、次に定める燃料及び廃棄物の標準的な内訳により型式認定試験を受ける。

スラッジ油の場合　重質燃料油からのスラッジ油　七十五パーセント
廃潤滑油　五パーセント
乳化状の水　二十パーセント
固形廃棄物の場合　食物くず　五十パーセント
ごみ　五十パーセント
このうち、紙　約三十パーセント
ダンボール　約四十パーセント
ぼろ及びくず　約十パーセント
プラスチック　約二十パーセント
混合物には、全重量の五十パーセントまでの水分及び七パーセントの不燃性の固形物を含む。

2　条約附属書Ⅵ第十六規則6.1に規定する船上焼却炉は、次の制限の範囲内で運転される。

燃焼室の酸素　六パーセントから十二パーセントまで
燃焼ガス中の一酸化炭素の最大平均　一メガジュール当たり二百ミリグラム
すすの量の最大平均　バカラック三度又はリンゲルマン一度（二十パーセントの透明度）（より多い量のすすは、運転開始時等非常に短時間においてのみ許容される。）
灰の残留物中の燃えなかった物　全重量の十パーセントまで
燃焼室からの燃焼ガスの出口温度の範囲　摂氏八百五十度から千二百度まで

付録Ⅴ　燃料油供給簿に記載する情報（第十八規則5）

供給を受けた船舶の船名及び国際海事機関船舶識別番号
港
供給を開始した日
船舶用燃料油の供給者の氏名又は名称、住所及び電話番号
製品名
量（単位メートル・トン）
摂氏十五度における密度（一立方メートル当たりのキログラム）(注1)
注1　燃料油は、ＩＳＯ第三六七五号（千九百九十八年）又はＩＳＯ第一二一八五号（千九百九十六年）に従って試験する。
硫黄の含有率（質量百分率）(注2)
注2　燃料油は、ＩＳＯ第八七五四号（二千三年）に従って試験する。
供給された燃料油が条約附属書Ⅵ第十四規則1又は4及び第十八規則3の規定に適合していることについての宣言であって、供給者の代表が署名し、及び証明するもの

付録Ⅵ　条約附属書Ⅵの燃料検証手続　燃料油試料（第十八規則8.2）

次に掲げる手続は、船舶に供給され、及び使用される燃料油が、条約附属書Ⅵ第十四規則によって要求される硫黄の含有の限度に適合するか否かを決定するために使用される。

1　一般要件

1.1　第十八規則8.1の規定によって要求される燃料油の代表的な試料（以下「ＭＡＲＰＯＬ試料」という。）は、船舶に供給される燃料油の硫黄の含有率を検証するために使用される。

1.2　主管庁は、その権限のある当局を通じて検証手続を管理する。

1.3　この付録に定める検証手続に責任を有する試験機関は、試験を行うために詳細な認可（注）を受ける。

注　認可は、ＩＳＯ第一七〇二五号又はこれと同等の規格に従って行う。

2　検証手続の第一段階

2.1　ＭＡＲＰＯＬ試料は、権限のある当局が試験機関に対して提供する。

2.2　試験機関は、

.1　封印番号及び試料標章の詳細を試験記録に記録する。

.2　ＭＡＲＰＯＬ試料の封印が破られていなかったことを確認する。

.3　封印が破られた場合には、いかなるＭＡＲＰＯＬ試料も拒否する。

2.3　ＭＡＲＰＯＬ試料の封印が破られていなかった場合には、試験機関は、検証手続を続行するものとし、

.1　ＭＡＲＰＯＬ試料が完全に均質化していることを確保する。

.2　ＭＡＲＰＯＬ試料から二の副試料を採取する。

.3　ＭＡＲＰＯＬ試料を再封印し、及び再封印の詳細を試験記録に記録する。